平成２２年（フ）第４号
富山市向新庄町２丁目８番19―202号コーポ杉田
債務者　金山　善逸
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８６７号
千葉県柏市篠籠田1401番地83コーポ白蓮203号
債務者　飯田　　清
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８７３号
千葉県野田市目吹2478番地の５　目吹コーポ204
債務者　大串　正人
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８４号
千葉県松戸市松戸826番地の１
債務者　太田　定夫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目５番地の２ネバーランド北小金サンフォート711号
債務者　名取　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７号
千葉県松戸市上本郷3490番地　ロッヂ80―３号
債務者　脇島　　均
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０号
千葉県松戸市平賀57番地の１スペースハウス102号
債務者　新渡　　充
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２号
千葉県松戸市松戸1591番地浅間台ハイホーム714号
債務者　大沢　正義
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３７号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番25―303号
債務者　渡邉　孝明
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目２番25―303号
債務者　渡邉　郁子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４５号
千葉県我孫子市久寺家１丁目17番104号
債務者　上久保　桃
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６号
千葉県鎌ケ谷市南佐津間７番18号
債務者　寺地　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９号
千葉県柏市青葉台２丁目15番１号
債務者　高橋たみ子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１４３号
長野県飯田市鼎名古熊2528番地１　メゾン稲丘Ｂ101号、前住所長野県飯田市松尾上溝2694番地１　オリエントマンション２Ｆ号
債務者　迎　　雅勝
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１３９６号
北九州市八幡西区則松５丁目12番38号　203号
債務者　米森　友光
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９５号
北九州市小倉南区中曽根４―10―１ベルガ中曽根409号
債務者　山﨑　知也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９６号
北九州市小倉南区北方３丁目23―10　廣次達雄方
債務者　坪井　貴章
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部